

「営繕工事における週休2日促進工事」Q & A

令和 7年 4月 1日
えびの市

Q 1 すべての営繕工事を週休2日促進工事の対象とするのでしょうか。

A 1 令和7年4月1日以降に工事発注の手続きを開始するものから、「通期の週休2日」の確保を必須としたうえで、「月単位の週休2日」の確保に取り組むこととしています。

Q 2 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 2 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいます。
・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 3 どの期間において4週8休の休日を確保する必要があるのでしょうか。

A 3 対象期間（※）において4週8休の現場閉所（現場休息）を確保する必要があります。
なお、現場閉所は、2日以上連続する日と定める必要はありません。
※「対象期間」とは、「工事着手日」から「工事完成日」までの期間をいいます。なお、夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされた期間等は含みません。

Q 4 「工事着手日」及び「工事完成日」はどのように決定するのでしょうか。

A 4 工事着手日は、実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での準備作業）を開始した日です。

工事完成日は後片付けが完了した日等、受発注者間で協議して決定してください。工事請負契約約款で定めている工事完成日と異なる日付となる場合があります。

受注者は、契約後工事着手前に提出する「実施工程表」及び「現場閉所率算定表（別添2）」（以下、「実施工程表等」という。）において、工事着手日、現場閉所（現場休息）日及び工事完成日（工事完成予定日）を明記してください。実際に工事着手日が提出した「実施工程表」と違った場合は、「実施工程表等」を修正し、速やかに監督員に提出してください。

Q 5 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 5 当初の工期については4週8休のほか、天候不良による不稼働日や準備・後片付け期間等も考慮して設定していますが、現場条件等の変動によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延長協議を行ってください。

【工期延長協議の対象となる工事の例】

- ・ 作業時間の制限を新たに受けることとなった工事
- ・ 隣接工区との工程調整が新たに必要となった工事
- ・ 他機関との調整により作業できない期間が新たに生じた工事など

Q 6 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合はどのように対応すれば良いでしょうか。

A 6 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで、監督員と協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、補正係数をおとして変更契約します。

Q 7 対象工事を受注し、月単位の週休2日の取組を希望しなかった場合にペナルティはあるのでしょうか。

A 7 ペナルティはありません。

Q 8 月単位の週休2日工事において1ヶ月だけ4週8休が達成できなかった場合は、補正係数はどのようになるのでしょうか。

A 8 月単位の週休2日は全ての月で4週8休以上の現場閉所を達成することとなっております。1ヶ月でも未達成の場合は、補正係数をおとして変更契約します。ただし、通期で4週8休以上を達成している場合は通期の週休2日の補正係数のままです。

Q 9 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」に変更できますか。

A 9 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。

作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、事前に監督員に連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。現場閉所当日までに監督員と連絡が取れなかった場合も報告をお願いします。

Q 1 0 対象工事を受注したが、4週8休以上を確保できなかった場合にペナルティはあるのでしょうか。

A 1 0 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）が達成できなかった場合においても、工事成績評定におけるペナルティはありません。

Q 1 1 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか。

A 1 1 補正係数をおとして変更契約します。

Q 1 2 実施要領第2の現場閉所率の考え方を教えて下さい。

A 1 2 現場閉所日の総日数から、夏季休暇、年末年始休暇、工場製作、一時中止期間、あらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間における現場閉所日の日数（以下「対象外日数」とする）を減じた日数を、工事の着手日から工事完成日までの日数から対象外日数を減じた日数で割った率が現場閉所率となります。なお、現場閉所率は、小数点第2位以下切り捨てとします。

Q 1 3 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、現場閉所（現場休息）として認められないことになるのでしょうか。

A 1 3 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、実施要領2（3）対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）に含めないこととしています。

Q 1 4 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜでしょうか。

A 1 4 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することとなっており、これらの経費については週休2日（現場閉所・現場休息）を前提とした工期で設定するため、補正を行いません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積もりによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも現場閉所（現場休息）の状況による補正を行いません。

Q 1 5 週休 2 日促進工事を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引き上げが必要ではないのですか。

A 1 5 現場管理費及び一般管理費については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休 2 日（現場閉所・現場休息）を確保するために設定された工期に応じた費用を計上しています。

Q 1 6 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのですか。

A 1 6 週休 2 日促進工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q 1 7 週休 2 日（現場閉所・現場休息）確保のためには適正な工期設定が必要ではないのですか。

A 1 7 実施要領第 7（1）適正な工期の確保に従い、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき適正な工期を設定することとしています。

Q 1 8 週休 2 日（現場閉所・現場休息）とすることで市発注の営繕工事では工期はどうなるのですか。

A 1 8 市では、従前より原則として「週休 2 日」を前提とした工期を設定してきております。週休 2 日促進工事においても、「週休 2 日」を前提とした工期を設定することを基本としています。

Q 1 9 営繕工事において週休 2 日を原則化すべきではないのですか。

A 1 9 市が発注する営繕工事では、地域の実情等により週休 2 日の工期設定が困難な工事（災害復旧工事等）を除き、原則として週休 2 日を前提とした工期を設定しています。

Q 2 0 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのですか。

A 2 0 受注者の責によらない事由により工事を実施できない期間と認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により実施要領第 2（3）対象期間から除外する期間を決定します。

なお、受注者の責による工事事故等による工事を実施できない期間は、除外できません。